

徳島県国民健康保険・後期高齢者医療給付内容等一覧表

(平成31年4月1日現在)

1. 一部負担金の割合

国民健康保険	一般被保険者		3割	後期高齢者医療	一般	1割
	退職被保険者 (※1)		3割			
	義務教育就学前 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		2割		現役並み所得者	3割
	高齢受給者 (70歳～74歳)	一般	2割 (※2)			
現役並み所得者		3割				

(※1) 退職者医療制度は平成26年度末に廃止されましたが、平成27年度以降それまでの退職被保険者が65歳になるまでは退職者医療制度の対象となります。

(※2) 平成26年4月1日以前に70歳に達した方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)については、引き続き一部負担金等の特例措置の対象となり、1割負担のまま変わりありません。

2. 保険者番号 資格に関するお問合せは下記保険者をお願いします

※●には任意の数字が入ります。

国民健康保険				
保険者名	保険者番号	電話番号	被保険者証記号	被保険者証番号
徳島市	360016	(088)621-5159	徳島01	●●●●●●●(7桁)
鳴門市	360024	(088)684-1204	鳴門	●●●●●●●(7桁)
小松島市	360032	(0885)32-2113	小松島	●●●●●●●(8桁)
阿南市	360040	(0884)22-1118	阿南●●(2桁)	●●●-●●●(3桁-3桁)
勝浦町	360057	(0885)42-1503	勝浦	●●●●●●●(6桁)
上勝町	360065	(0885)46-0111	上勝	●●●●●●●(7桁)
佐那河内村	360073	(088)679-2971	佐那河内	●●-●●●(2桁-3桁)
石井町	360081	(088)674-1114	石井	●●●-●●-●●●(3桁-2桁-3桁)
神山町	360099	(088)676-1115	神山	●●●●●(5桁)
牟岐町	360198	(0884)72-3417	牟岐	19-●●-●●●(19-2桁-3桁)
松茂町	360230	(088)699-8712	松茂	●●●●●●●(7桁)
北島町	360248	(088)698-9805	北島	●●●●●●●(7桁)
藍住町	360255	(088)637-3115	●●●(3桁)	●●●●●(5桁)
板野町	360263	(088)672-5984	板野	●●●●●(5桁)
上板町	360271	(088)694-6807	上板	●●●●●●●(8桁)
吉野川市	360511	(0883)22-2213	吉野川	●●●●-●●●●●●●(4桁-7桁)
阿波市	360529	(0883)36-8712	あわ	●●●●●●●●●(9桁)
美馬市	360537	(0883)52-5601	美馬	●●●●●●●●●(8桁)
三好市	360545	(0883)72-7613	三好	●●●●●●●●●(8桁)
つるぎ町	360610	(0883)62-3111	つるぎ	●●●●●●●●●(8桁)
那賀町	360628	(0884)62-1182	那賀	●●●●-●●●●●●●(4桁-7桁)
東みよし町	360636	(0883)82-6360	東みよし	●●●●●●●●●(8桁)
美波町	360644	(0884)77-3615	美波	●-●●●●●●●(1桁-6桁)
海陽町	360651	(0884)73-4313	海陽	●●●●-●●●●(4桁-3桁)
徳島県医師国保組合	363010	(088)626-3061	医師組	●●-●●●●-●●●●(2桁-3桁-3桁)
徳島建設産業国保組合	363044	(088)665-2227	徳産国一●●●●(4桁)	●●●(3桁)~●●●●●●(5桁)

後期高齢者医療	
市町村名	保険者番号
徳島市	39362017
鳴門市	39362025
小松島市	39362033
阿南市	39362041
吉野川市	39362058
阿波市	39362066
美馬市	39362074
三好市	39362082
勝浦町	39363015
上勝町	39363023
佐那河内村	39363213
石井町	39363411
神山町	39363429
那賀町	39363684
牟岐町	39363833
美波町	39363874
海陽町	39363882
松茂町	39364013
北島町	39364021
藍住町	39364039
板野町	39364047
上板町	39364054
つるぎ町	39364682
東みよし町	39364898

徳島県後期高齢者医療広域連合	39360003
電話番号 (088)677-3666	

※記号・番号欄は数字8桁のみとなります。

《お願い》

◎診療(調剤)報酬明細書、柔道整復施術療養費支給申請書は、毎月10日までに本会に必着するようお願いします。

毎月10日の受付	平日(月～金)の場合	土・日・祝の場合	オンラインの場合
	9時～18時	9時～17時	24時まで それ以降、オンライン受付不可

※10日以外の受付は平日17時まで、土・日・祝は閉館となります。

◎第三者行為事案の発見のため、交通事故等の保険診療をしたときは、患者さんには保険者への届出の勧奨を、またレセプトには特記事項に「10第三」と摘要欄に「事故対象点数」の記載をお願いします。

第三者行為のお問い合わせは事業課求償係 [電話:(088)666-0112]

◎他県単独事業は償還給付となります。ご注意ください。

徳島県国民健康保険団体連合会

〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1

電話:(088)666-0114 (審査課/医科・調剤)

(088)666-0115 (審査課/歯科・訪問看護・

施術療養費・過誤・再審査等)

ファクシミリ:(088)666-0116

ホームページ: <http://www.tokushima-kokuhoren.or.jp/>

